

# 訴 状

令和 5 年 1 月 27 日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

西 本

曉



代

同

大 橋 賢 也



代

同

井 上 辰 規



代

同

高 橋 義 忠



代

同

川 田 奈保 子



代

当事者等の表示 別紙当事者目録記載の通り

消費者契約法 12 条に基づく差止等請求事件

金 160 万円

金 1 万 3 0 0 0 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、平成30年8月3日、消費者契約法（以下「消契法」という）13条1項に基づく内閣総理大臣の認定を受けた同法2条4項の適格消費者団体である（甲1）。
- (2) 被告は、平成30年4月19日に設立された経営コンサルティング事業等を目的とする事業者（消契法2条2項、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という）2条1項）である（甲2）。

### 2 被告が景表法30条1項所定の表示を行っていること

- (1) 被告は、不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者のウェブサイト「KADODE」（以下「本件ウェブサイト」という）を運営しており、不特定かつ多数の一般消費者に対して、別紙対象となる表示記載の各表示を行っている（甲3）。

(2) 表示内容（1）が役務の価格について他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示であること

ア 表示内容（1）は、「業界最安値」との表示であり、いわゆるN.O. 1表示といわれる表示である。

商品等の内容の優良性や取引条件の有利性を表す表示が合理的な

根拠に基づかず、事実と異なることによって、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合は、不当表示として景表法上問題となる。

N o . 1 表示が、景表法上の不当表示とならないためには、①N o . 1 表示の内容が客観的な調査に基づいていること（以下「要件①」という）、②調査結果を正確かつ適正に引用していること（以下「要件②」という）の両方を満たす必要がある（以上、甲 4）。

イ 要件①を充足するためには、N o . 1 と評価するに足る十分な統計的客観性が確保された調査結果が存在する必要があるところ、「業界最安値」との表示の根拠となる調査結果の引用はなく、また調査が行われた形跡がない（甲 3）。

したがって、表示内容（1）は、要件①を充足しない。要件①を充足しない以上、その調査結果の引用も觀念できず、要件②も充足しない。

以上より、表示内容（1）は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示（景表法 30 条 1 項 2 号。以下、この表示を「有利誤認表示」という）に該当する。

(3) 表示内容（2）が役務の内容について他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示であること

表示内容（2）は、「お得な価格 × 丁寧な対応 顧客満足度 97.5 %」との表示である。この表示は、一般消費者において、ほとんど全ての顧客が、被告のサービスに満足していると認識させる

表示である。

このような表示についても、消費者の誤認を防ぐため、①表示の内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していることの両方を満たす必要がある。

しかし、この表示も、何ら調査結果の引用がなく、また調査が行われた形態がない（甲3）。

また、消費者庁は、令和4年6月1日、消費者安全法38条1項の規定に基づき、被告を対象とする注意喚起を行っており、ほとんど全ての顧客が、被告のサービスに満足しているとの調査が存在するとは考え難い（甲5）。

したがって、別紙対象となる表示の表示内容（2）の表示は、客観的な調査に基づいた表示とはいえず、十分な客観的根拠なくほとんど全ての顧客が、被告のサービスに満足しているという誤認を消費者に与えるものであり、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認させる表示（景表法30条1項1号。以下、この表示を「優良誤認表示」という）に該当する。

### 3 消契法41条に基づく書面による事前の請求について

原告は、被告に対し、令和4年3月9日付け「申入書」と題する書面を送付し、上記表示内容（1）及び（2）の削除を求めた（甲6）。

しかし、これらの表示に関する被告からの回答はなく、原告は、被告に対し、令和4年7月15日付け「ご連絡」と題する書面を送

付し、表示の変更を求めたが（甲7）、被告からの回答はなかつた。

原告は、令和4年12月21日、被告に対し、消契法41条に定める事項を記載した書面をもって、差止請求をした（甲8）。同書面は、12月22日、被告に到達した（甲9の1、甲9の2）。

しかし、被告は、現時点においても、不特定かつ多数の一般消費者に対して上記有利誤認表示及び優良誤認表示を行っており、今後も同様の行為を行うおそれがある。

4 よって、原告は、被告に対し、景表法30条1項に基づき、別紙対象となる表示の表示内容（1）及び（2）の表示を行ってはならないとの判決を求める。

以上

## 証拠方法

1. 甲第 1 号証	認定書
2. 甲第 2 号証	履歴事項全部証明書
3. 甲第 3 号証	被告ウェブサイトを印刷した書面
4. 甲第 4 号証	No. 1 表示に関する実態調査報告書
5. 甲第 5 号証	ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起
6. 甲第 6 号証	申入書
7. 甲第 7 号証	ご連絡
8. 甲第 8 号証	消費者契約法 41 条に基づく事前請求書
9. 甲第 9 号証の 1	書留・特定記録郵便物等受領証
10. 甲第 9 号証の 2	検索結果 詳細（郵便物等）

## 附属書類

1. 訴状副本	1 通
2. 甲号証の写し	各 2 通
3. 訴訟委任状	1 通
4. 履歴事項全部証明書	1 通

## 当事者目録

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー5階  
原 告 特定非営利活動法人  
消費者支援かながわ  
上記代表者理事 武井共夫

〒231-0013 横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館9階  
市民総合法律事務所  
上記原告訴訟代理人弁護士 西本暁  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-10-2ソシオ砂子302  
川崎エスト法律事務所〔送達場所〕  
同 大橋賢也  
電話 044(589)7855  
FAX 044(589)7856

〒243-0405 神奈川県海老名市国分南1-1-21  
テラス海老名B  
海老名セントラル法律事務所  
同 井上辰規

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-26  
新横浜S Sビル702号室  
妹尾法律事務所  
同 高橋義忠

〒231-0012 横浜市中区相生町1-17-1

パークビュー横浜601

港帆法律事務所

同 川田 奈保子

〒106-0032 東京都港区六本木六丁目1番20号

六本木電気ビル6階

被 告 ADW 株式会社

上記代表者代表取締役 石橋 一平

別紙

対象となる表示

(表示媒体)

「KADODE」のウェブサイト

(<https://kado-de.jp/kanagawa/>)

(表示内容)

(1) 「業界最安値」

(2) 「お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度 97.5%」

以上